

「山梨県周遊ETCパス(仮称)」提携旅行会社募集要項

① 応募資格 応募時点で旅行業法施行規則第一条の二第一項の規定に定める第一種旅行業務又は同条の二第二項の規定に定める第二種旅行業務のいずれかについて、旅行業法第三条の規定に定める登録がされており、同時点で同法第十八条の三の規定に基づく業務改善命令を受けていない法人

② 応募条件 ④に記載する提携事業概要について、⑤に定める参加条件で積極的に協力いただける法人

③ 企画割引の概要

発着エリア(東京地区)から周遊エリア(山梨県内)までの1往復分と、その間の周遊エリア内高速道路等を何度でもご利用いただける商品です。

1)実施時期 平成20年1月～3月

2)対象車種 普通車及び軽自動車等(自動二輪車含む)

3)対象車両 上記車種で、ETCシステムにより無線通行した車両

4)対象エリア

《発着エリア》

中央自動車道:高井戸IC～相模湖IC ※1

圏 央 道:八王子西IC

※1 稲城ICは東京方面のみが利用できるICであり、相模湖東ICは東京方面からの流出のみが利用できるICです。発着ICには含みません。

《周遊エリア》

中央自動車道:上野原IC～小淵沢IC、大月IC～河口湖IC

中部横断自動車道:白根IC～増穂IC(南アルプス本線料金所)

東富士五湖道路:富士吉田IC～須走IC(全線)

5)販売予定価格 普通車 3,800円程度 軽自動車等 3,100円程度



④ 提携業務概要

- 1) 弊社が企画割引を実施する期間中、山梨県内への観光を計画しているお客様に対し、貴社店頭において弊社企画割引の専用パンフレットの配布、貴社旅行ガイドブックへの掲載等、弊社の企画割引を紹介していただきます。
- 2) 貴社が企画される旅行商品のちらし等において、弊社企画割引のプロモーションを行なっていただきます。
- 3) 本企画割引と提携する貴社の宿泊商品又は宿泊と観光素材をセットにした旅行商品を販売していただきます。
- 4) お客様が希望される場合は、弊社の企画割引への事前登録手続きをお客様に代わって行なっていただきます。弊社が定める方法により利用日の2営業日前までにお客様リストの作成等を行なっていただきます。
- 5) 弊社の企画割引のキャンペーンウェブサイト、貴社名又は貴社提携旅行商品のバナーを掲示いたします。

⑤ 参加条件

- 1) 事務手数料 弊社の企画割引への事前登録の代行に伴うお客様リストの作成について、弊社が別途定める額をお支払いします。
- 2) 事務手続き 本事業についての協定を締結の上実施していただきます。
- 3) 販売等条件 貴社宿泊施設の宿泊商品又は宿泊と観光素材をセットにした旅行商品を販売していただく際に、弊社の企画割引と宿泊施設の宿泊料金等のトータル価格をPRされることは構いませんが、その場合も、高速道路利用料金分を必ず明示いただくとともに、高速道路料金分は宿泊料等と別にお支払いいただくことを明記していただきます。
- 4) 実施可否 本企画割引の商品化及び販売はあくまで現時点での予定です。諸事情により内容の変更若しくは販売の中止又は延期する場合があります。なお、それらの場合でも、当社は提携事業者への補償等はいたしかねます。
- 5) 継続販売 本企画割引の今後の定期的又は継続的な商品化については、未定です。

⑥ 応募時の提出書類 応募時には、以下に掲げる書類1部を提出していただきます。

- 1) 申込書
- 2) 提携旅行商品に関する提案書
- 3) 会社概要
- 4) IR情報抜粋
- 5) 類似する事業実績など

提出していただいた書類及び資料は、返却いたしません。

⑦ 選考

上記書類を基に、当社内にて選考させていただき、平成19年11月1日(木)までに、当社から提携していただくか否かについての結果を書面にて通知いたします。なお、選定基準は公表いたしません。

⑧ 申込書様式

申込書様式は別添のものを使用していただきます。

以 上